

関連当事者開示専門委員会での検討状況

1. これまでの審議経過

専門委員会は、平成 17 年 6 月 28 日に第一回を開催した後、これまでに 7 回開催。

第 89 回委員会(同年 9 月 20 日)で、主な論点の検討状況を報告。

IASB との第二回コンバージェンス会合(平成 17 年 9 月 23 日)では、ASBJ の検討状況を報告、質問事項を提示。

現在は、IASB から回答を待っている状況。

2. 主な論点と専門委員会での検討の方向性

(関連当事者の範囲)

・ 親会社の役員

子会社上場が多数存在することや国際会計基準でも対象としていることから、含める方向で検討。

・ 子会社の役員

純粋持株会社が多数存在することなどを踏まえ、重要な子会社の役員は対象とする方向で検討。

(注)国際会計基準では、entity を連結ベースでは連結会社という捉え方をしているため、連結会社の主要な経営陣に該当すれば、対象となると解される。

・ 退職給付制度(年金基金)等

関連当事者に含めている理由について IASB からの回答待ち。

(注)国際会計基準、米国基準ともに対象としている。

・ その他の関連当事者(バスケット条項)

関連当事者の範囲については、実質判断で行うことし、バスケット条項は設けない方向で検討。

(注)国際会計基準にはバスケット条項ないが、米国基準では設けている。

(開示すべき取引の範囲)

・ 連結子会社と関連当事者との取引

純粋持株会社が多数存在することなどに加え、国際会計基準や米国基準でも開示対象の取引としていることから、連結子会社を含む連結会社と関連当事者との取引も開示する方向で検討。

- ・ 連結会社が関わらない関連当事者同士(外 外)取引
開示する取引とはしない方向で検討。
(注) IASB も、開示対象外であることを明確にするために、IAS 第 24 号の改正公開草案を出す方向で検討中。

(開示項目)

- ・ 不良債権等の開示
我が国の現行実務でも連結対象外の子会社等との取引については貸倒引当金の設定等の不良債権開示が散見されていることや、国際会計基準でも開示が求められていることを踏まえ、会計基準で開示を求めるべきかどうか検討。開示を求める場合には、個々の開示まで求める必要があるかも検討中。
- ・ 関連当事者の存在に関する開示
親会社については、国際会計基準や米国基準と同様、会社名を記載する方向で検討。
(注) 我が国では、上場会社の親会社が未公開会社の場合にも、開示府令に基づき、財務情報は開示されることになった。
- ・ 重要な共同支配企業、重要な関連会社の財務諸表の開示
重要な共同支配企業については開示する方向で検討。重要な関連会社については開示すべきかどうか検討。
(注) 国際会計基準や米国基準では、他の基準ではあるが、開示を求めている。但し、開示方法は、個別企業別の開示ではなく、合算での開示も認められている模様。
- ・ 役員報酬
我が国では、非財務情報のコーポレート・ガバナンスで開示されており、米国でも財務情報としては開示対象としていないことから、関連当事者開示の対象外とする方向で検討。
(注) 国際会計基準では、「主要な経営陣」の報酬合計と報酬の種類別内訳を開示。

役員のリッジ・ベネフィットの取扱い・・・資料3参照

(その他)

- ・ 重要性の判断規準
開示目的との関係で、現行の数値基準を緩和する方向で検討。
(注) 国際会計基準や米国基準では、基準の中に重要性の判断規準として数値基準は設けていない。

審議資料（５） - 1

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

なお、米国では、SEC 規則（非財務情報関係）の中で、関連当事者が個人の場合には6万ドル以上という規定がある。

関連当事者が第三者のためにする取引の取扱い・・・資料4参照

以 上